

所得額判定表

内 容		夫	妻
A	所得の合計金額 (所得額:総収入金額から税法上の必要経費を引いた額)		
B	児童手当施行令第3条第1項の控除額(80,000円)		
C	雑損控除額		
D	医療費控除額		
E	小規模企業共済等掛金控除額		
F	障害者控除額(普通)(該当者 人) (該当者×270,000円)		
G	障害者控除額(特別)(該当者 人) (該当者×400,000円)		
H	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)		
I	B + C + D + E + F + G + H(控除額の計)		
J	児童手当法施行令による所得額(A - I)	ア	イ

《4・5月申請の場合》

「令和2年度 市民税・県民税(所得・課税)証明書」の「令和元年分 合計所得金額」の額です。

《6月以降申請の場合》

「令和3年度 市民税・県民税(所得・課税)証明書」の「令和2年分 合計所得金額」の額です。

所得がある場合、8万円を控除。
夫婦両者に所得がある場合は、両者から各8万円を控除。

ア + イ = 730万未満であれば助成対象